

22文科高第236号
平成22年6月16日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独 立 行 政 法 人 大 学 評 価 ・ 学 位 授 与 機 構 長
独 立 行 政 法 人 日 本 学 生 支 援 機 構 理 事 長
独 立 行 政 法 人 大 学 入 試 セ ン タ ー 理 事 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長

殿

文部科学大臣政務官
高 井 美 穂

(印影印刷)

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、別添のとおり、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）が平成22年6月15日に公布され、平成23年4月1日から施行されることとなりました。

大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することが、今回の改正の趣旨です。

今回の改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正の概要と留意点

- (1) 大学（短期大学、大学院を含む。）は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。（第172条の2第1項関係）

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること。(第1号関係)

これは、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第2条(本省令による改正前の第2条の2)等に規定されているものであること。その際、大学であれば学部、学科又は課程等ごとに、大学院であれば研究科又は専攻ごとに、短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに、それぞれ定めた目的を公表することや、平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。
- ② 教育研究上の基本組織に関すること。(第2号関係)

その際、大学であれば学部、学科又は課程等の、大学院であれば研究科又は専攻等の、短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。
- ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。(第3号関係)

その際、教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。

各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。(第4号関係)

その際、これらの情報は、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

就職状況については、働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を、各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には、大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。(第5号関係)

これらは、大学設置基準第25条の2第1項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。(第6号関係)

これらは、大学設置基準第25条の2第2項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、必修科目、選択科目及び自由科目の

別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。

- ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。(第7号関係)

その際、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。(第8号関係)

その際、寄宿舎や学生寮等の宿舎に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。

- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。(第9号関係)

その際、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

- (2) 大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。(第172条の2第2項関係)

- (3) (1) による教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。 (第172条の2第3項関係)

- (4) 大学の教育情報の公表に関する(1)～(3)について、高等専門学校に準用すること。(第179条関係)

第二 大学設置基準、高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)及び短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の改正の概要

教育情報の公表に関する規定が学校教育法施行規則上整備されることに伴い、情報の積極的な提供に関する規定の削除など、所要の整理を行うこと。

第三 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成16年文部科学省令第7号)の改正の概要

大学の総合的な状況に係る認証評価の大学評価基準に、教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関することが含まれるものとする。その際、上記第一の改正を踏まえ、大学評価基準が学校教育法施行規則に適合することとする。(第1条第1項第1号及び同条第2項関係)

第四 施行について

平成23年4月1日施行とすること。

(本件担当)

【教育情報の公表全般について】

高等教育局大学振興課法規係

電話：03-5253-4111(2493)

【認証評価について】

高等教育局高等教育企画課企画係

電話：03-5253-4111(3681)

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について

【大学等の教育情報の公表の促進】

1. 改正趣旨

中央教育審議会大学分科会においては、大学教育が学位を与える課程（プログラム）として構成されることに着目した質保証、各大学の個性・特色に基づく機能別分化への支援の観点等から、大学の質の保証に関する審議を行っている。

これらの審議を踏まえ、大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすという観点から、公表すべき必要な教育情報を法令上明確にする。

また、大学教育の質を向上させる観点から、学位を与える課程（プログラム）に関する教育情報の積極的な公表を促進することを法令上明確にする。

このため、学校教育法施行規則、大学設置基準等の一部の改正を行う。

2. 改正の概要

I. 大学が公的な教育機関であり、社会に対する説明責任を果たすという観点から、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとし（学校教育法施行規則第172条の2を新設）、情報の公表は、適切な体制を整えた上で、広く周知を図ることができる方法によって行うものとする（同条第3項）。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

II. 教育の質の向上を図り、学位を与える課程（プログラム）の情報を積極的に公表する観点から、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報の公表を、努力義務として定める（同条第2項）。

※ I 及び II の規定は大学院、短期大学についても適用される。また、高等専門学校にも準用する。

III. 認証評価において、上記の情報の公表の取組状況が確認されるよう、必要な規定を追加する（学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第1条の改正）。

IV. I 及び II に伴い、大学設置基準等の法令について、所要の整理を行う。

3. スケジュール

公布：平成22年6月15日

施行：平成23年4月1日

<p>四 施設及び設備に関すること。</p> <p>五 事務組織に関すること。</p> <p>六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。</p> <p>七 財務に関すること。</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三条 法第一百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に 関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法施行規則第六十九條第一項第一号から第八号までに 規定する事項を公表することとしていること。</p> <p>2 (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>四 施設及び設備に関すること。</p> <p>五 事務組織に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>六 財務に関すること。</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三条 法第一百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に 関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十 九條第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することと していること。</p> <p>2 (略)</p> <p>二・三 (略)</p>
---	---

◎学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）</p> <p>第一条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ適合していること。</p> <p>二（四）略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。</p> <p>一 教育研究上の基本となる組織に関すること。</p> <p>二 教員組織に関すること。</p> <p>三 教育課程に関すること。</p>	<p>（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）</p> <p>第一条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、法並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ適合していること。</p> <p>二（四）略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。</p> <p>一 教育研究上の基本となる組織に関すること。</p> <p>二 教員組織に関すること。</p> <p>三 教育課程に関すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（削除）</p> <p>（教育研究上の目的）</p> <p>第二条 短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>（情報の積極的な提供）</p> <p>第二条 短期大学は、当該短期大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。</p> <p>（教育研究上の目的の公表等）</p> <p>第二条の二 短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第二条の三 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>

◎大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>（教育研究上の目的） 第一条の二 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（教育研究上の目的の公表等） 第一条の二 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（削除）</p> <p>（教育上の目的）</p> <p>第三条 高等専門学校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を学則等に定めるものとする。</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第三条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>（情報の積極的な提供）</p> <p>第三条 高等専門学校は、当該高等専門学校における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。</p> <p>（教育上の目的の公表等）</p> <p>第三条の二 高等専門学校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を学則等に定め、公表するものとする。</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第三条の三 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（削除）</p> <p>（教育研究上の目的）</p> <p>第二条 大学は、学部、学科又は課程等ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>（情報の積極的な提供）</p> <p>第二条 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。</p> <p>（教育研究上の目的の公表等）</p> <p>第二条の二 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第二条の三 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>

八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に
関すること

2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が
修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努める
ものとする。

3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行
物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができ
る方法によつて行うものとする。

第七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第
二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第
百四条第三項、第六十四条から第六十六条まで並びに第六十九
条から第七十二条の二までの規定は、高等専門学校に準用する。こ
の場合において、第六十一条第三号中「教育委員会」とあるのは「教
育委員会（公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては、当該公
立大学法人の理事長）」と、第六十四条第一項中「第五十五条」とあ
るのは「第二十三条において準用する第五十五条」と、同条第三項中
「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第九十八条の規定
により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教
育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置
基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門学校設置
基準」と、同条第六項中「第五十五条」とあるのは「第二十三条にお
いて準用する第五十五条」と読み替えるものとする。

第七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第
二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第
百四条第三項、第六十四条から第六十六条まで並びに第六十九
条から第七十二条までの規定は、高等専門学校に準用する。この場
合において、第六十一条第三号中「教育委員会」とあるのは「教育委
員会（公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては、当該公立大
学法人の理事長）」と、第六十四条第一項中「第五十五条」とあるの
は「第二十三条において準用する第五十五条」と、同条第三項中「第
九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第九十八条の規定によ
り高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設
置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準
及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準
」と、同条第六項中「第五十五条」とあるのは「第二十三条において
準用する第五十五条」と読み替えるものとする。

【学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年文部科学省令第十五号） 新旧対照表】
 ◎学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第七十条 学校教育法第百十条第三項に規定する細目は、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の定めるところによる。</p> <p>第七十二条（略）</p> <p>第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 	<p>第七十条 学校教育法第百十条第三項に規定する細目は、同法同条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の定めるところによる。</p> <p>第七十二条（略）</p> <p>（新設）</p>

第一条第一項第一号中「法」の下に「及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）」を加え、同条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

第三条第一項第一号中「（昭和二十二年文部省令第十一号）」を削る。

附 則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

第三条の三中「適当な」を「適切な」に改め、同条を第三条の二とする。

（大学院設置基準の一部改正）

第四条 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出し中「の公表等」を削り、同条中「定め、公表する」を「定める」に改める。

（短期大学設置基準の一部改正）

第五条 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第二条の二の見出し中「の公表等」を削り、同条中「定め、公表する」を「定める」に改め、同条を第二条とする。

第二条の三中「適当な」を「適切な」に改め、同条を第二条の二とする。

（学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正）

第六条 学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六

年文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

用その他広く周知を図ることができる方法によつて行ふものとする。

第一百七十九条中「第七十二条」を「第七十二条の二」に改める。

(大学設置基準の一部改正)

第二条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第二条の二の見出し中「の公表等」を削り、同条中「定め、公表する」を「定める」に改め、同条を第二条とする。

第二条の三中「適当な」を「適切な」に改め、同条を第二条の二とする。

(高等専門学校設置基準の一部改正)

第三条 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第三条の二の見出し中「の公表等」を削り、同条中「定め、公表する」を「定める」に改め、同条を第三条とする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関する事
- 二 教育研究上の基本組織に関する事
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
- 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関する事
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
- 九 大学が行う学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利

○文部科学省令第十五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条、第一百条第三項（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）及び第四百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十五日

文部科学大臣 川端 達夫

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第七十条中「同法同条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」を「学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に改める。

第七十二条の次に次の一条を加える。

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。